第4章 使用者の利益を代表する者の範囲の認定及び告示

平成21年において、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第4条第2項の規定に基づき労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を認定し、告示した件数は、合計で5件である。

1. 改正概要

(1) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

地域センターの「総務専門官(労務担当の者に限る。)」を削除するため、4月17日、告示した。

(2) 独立行政法人製品評価技術基盤機構

既に告示されている「参事官(人事、労務、文書又は経理担当の者に限る。)」を「参事官(人事、労務、文書、経理又は企画担当の者に限る。)」に改め、「経営企画室長」及び「人事企画室長」を告示から削除するため、4月17日、告示した。

(3) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

既に告示されている支部の「管理課長(那覇支部及びコザ支部を除く。)」を「管理課長(沖縄支部を除く。)」に改めるため、4月17日、告示した。

(4) 独立行政法人造幣局

本局に新設された「契約・保有資産監理官」を非組合員とするため、4月30日、告示した。

(5) 独立行政法人国立印刷局

工場の「生産企画室長」を削除するため、4月30日、告示した。

2. 告 示

○中央労働委員会告示第1号

特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次のように改正する。 平成21年4月17日

中央労働委員会会長 菅野 和夫

第一号の表の独立行政法人農林水産消費安全技術センターの項の農林水産消費安全技術センターの項中「総務専門官(労務担当の者に限る。)」を削り、同表の独立行政法人製品評価技術基盤機構の項の製品評価技術基盤機構の項中「課長 経営企画室長 人事企画室長 認定事務所長 参事官(人事、労務、文書又は経理担当の者に限る。)」を「参事官(人事、労務、文書、経理又は企画担当の者に限る。)課長 認定事務所長」に、「人事企画室に」を「人事企画課に」に改め、同表の独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の項の駐留軍等労働者労務管理機構支部の項中「管理課長(那覇支部及びコザ支部に置くものを除く。)」を「管理課長(沖縄支部に置くものを除く。)」に改める。

○中央労働委員会告示第2号

特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次のように改正する。 平成21年4月30日

中央労働委員会会長 菅野 和夫

第一号の表の独立行政法人造幣局の項の本局の項中「首席監査官」を「首席監査官 契約・保有資産監理官」に改め、同表の独立行政法人国立印刷局の項の工場の項中 「運営企画室長 生産企画室長」を「運営企画室長」に改める。